

に提出してください。

○必要書類

- ① 税務申告書の写し、もしくは営業していることがわかるもの
- ② 購入費用が分かる書類(レシート・領収書)
- ③ 申請者の本人確認ができる書類の写し(免許証・保険証・マイナンバーカード等)
- ④ 助成金振込口座の確認ができる通帳の写し

○受付期間

令和2年10月1日から令和3年1月29日まで

お問い合わせ先：役場産業振興課 ☎77-3617  
美波町商工会 ☎77-0759



## 5 小中学校修学旅行支援事業 — 新規支援 —

小中学校修学旅行の延期(中止)に伴い、保護者の経済的負担が増えたことにより支援金を支給します。

○対象者

美波町小中学校修学旅行対象者の保護者

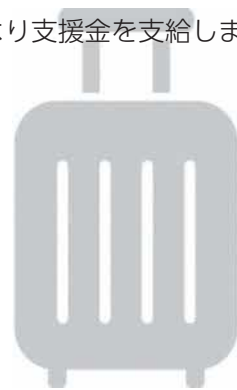
○支給金額

対象児童生徒1人当たり	修学旅行を中止した場合	20,000円
	修学旅行を実施(延期)した場合	10,000円

○支給方法

学校単位で支給します。(申請は学校単位で行います。)

お問い合わせ先：美波町教育委員会 ☎77-3620



## 6 美波の学生応援ふるさと便事業 — 継続支援 —

新型コロナウイルスの感染症拡大により、学校生活に大きな影響を受けている県外に住む学生の皆さんに、美波町の産品を詰め合わせた「美波の学生応援ふるさと便」を送らせていただきます。

○対象者

県外に居住する大学生等で保護者の住所が美波町にあり、次の要件をすべて満たし、まだお申込みされていない方。

- ① 生年月日が平成8年4月2日から平成14年4月1日まで。
- ② 大学、大学院、短期大学、専修学校、予備校等に在学している。
- ③ 申請時に県外に居住している。(住民票を美波町に置いたまま県外に居住している場合を含む。ただし、送付先は学生の住所(居所)のみです)

○申込方法

本人もしくは保護者等が申込書に記入し、在学が証明できる学生証等の写しを添えて、郵送、FAX、メールにより申し込んでください。申込書は美波町役場及び由岐支所の窓口にあります。また、美波町ホームページからもダウンロードしていただけます。(学生証は撮影したものをメールで送っていただくことも可)

お申し込みから1週間程度でお届けします。

○受付期間

令和2年12月31日まで

お問い合わせ先：役場政策推進課 ☎77-3616 / FAX:77-1666  
e-mail : seisakusuishin@minami.i-tokushima.jp

継続  
受付中!

専門学校・予備校  
の学生さんも!!

他にも、継続で受付しているコロナウイルス支援事業もあります。

詳しくは、**広報みなみ7月号(No.172)**もしくは、**美波町ホームページ**をご覧ください!